

平成 26 年度第 1 回鹿児島県障害者差別解消支援協議会 議事概要

1 開催日時

平成 26 年 10 月 8 日（水）10:00～11:30

2 場所

県庁行政庁舎 7-A-3 会議室

3 出席者

- ・委員 21 名中 19 名
- ・事務局 障害福祉課長，障害福祉課長補佐ほか

4 議事録

(1) 定足数の確認

本日の協議会の出席者については，山之内委員及び鮫島委員を除く 19 名が出席し，定数 21 名の半数以上が出席

(2) 会長選出及び会長職務代理者指名

宮廻委員の会長就任が決定された。

また，宮廻会長の指名により，佐藤委員の職務代理者就任が決定された。

(3) 会議の公開について

あっせん等において不開示情報を含む事項を取り扱う場合を除き，会議は公開で行うことと決定された。

(4) 説明事項

【事務局】

(障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例の概要について説明)

【委員】

障害を理由とする差別の現状として，障害を理由とする差別を感じている人の割合が，鹿児島県は全国より低くなっている。

知的障害者の場合，本人・家族は，差別を受けているという意識がないことが多いということがあるが，鹿児島県での割合が低くなっている原因は何かあるのか。

【事務局】

本人の受け止め方次第であるため、客観的に見ると差別ではないかという事案であっても、本人が差別であると感じていないことも一つの要因ではないかと考えている。

【委員】

障害者くらし安心相談員の現状を教えてください。

【事務局】

障害者くらし安心相談員については、障害福祉課、大隅地域振興局、大島支庁にそれぞれ1名ずつ、条例の施行に合わせ、10月1日に配置した。ハローワークで求人募集し、書類選考及び面接により適任と思われる方を採用し、現在相談業務に従事していただいている。

【委員】

相談員がしっかりと活動することにより、障害者やその家族から相談ができるようになる。研修や啓発にも尽力していただきたい。

【会長】

まだ始まったばかりだが、相談はあるのか。

【事務局】

相談は、6件あったが、条例に関する質問や障害福祉サービスに関する相談というような内容で、差別に関する相談は、まだない。

【委員】

条例の相談体制において、障害者就業・生活支援センターは専門機関として関わるのか。

【事務局】

障害者就業・生活支援センターは、熊毛にも10月1日に設置され、県内7箇所にある。障害者就業・生活支援センターが相談しやすい障害者の方もいると考えられるため、差別に関する事案についても、まずは相談を受けてもらい、解決が難しい場合は、県の方に連絡していただき、対応していきたいと考えている。

【委員】

条例を作る段階でも相談体制が大切であると意見してきた。各市町村で相談することになっているが、市町村への依頼をしているのか。

【事務局】

条例が制定された後に、条例が10月1日から施行されることについての協力依頼をしており、8月から9月に市町村職員、身体障害者相談員、知的障害者相談員を対象として、条例の説明及び相談技法について県内7か所で研修会を実施した。

【委員】

周知が今後大事であると考えている。継続的に周知活動を続けなければ、条例が県民に浸透しない。私たちは、障害当事者への周知を続けていきたいと考えているが、県としては、周知活動を継続して行っていくのか。

【事務局】

後ほど、協議事項で平成26年度の県の取組について説明し、委員の皆様の御意見をいただきたい。

【委員】

相談については、関係者間の連携が重要であり、既に市町村は相談業務をしているが、県が相談員を設置すると、今後どう変わっていくのか。

【事務局】

条例の施行に合わせ、差別に関して専門に受ける相談員を配置した。市町村については、障害福祉サービス利用に関する相談等を受けているが、引き続き住民に身近な団体として相談を受けていただきたいと考えており、県、市町村、専門機関・国の機関が合わせて差別に関する相談対応を行えるように各団体へ協力依頼をしている。

【委員】

知的障害者が差別を認識していないという意見があったが、身体障害者や精神障害者も同じではないかと考えられる。障害当事者への啓発が必要ではないか。

【事務局】

障害当事者を含めた一般県民向けの説明会を各地域振興局・支庁で行い、全戸配布の県政かわら版の10月号で広報をしている。

県民の責務として条例第6条第2項に「障害のある人は、自らの障害の特性及び障害があることによる社会的障壁について可能な範囲内において、県民に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。」という条文もあり、障害者に対する普及啓発にも取り組む必要があると考えている。

【委員】

条例第5条第2項で「市町村が障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。」とあるが、差別解消施策についての具体的な情報提供はないか。

【事務局】

10月1日から相談を受けることになるが、何が差別の解消に関して有効な施策となるのか相談事例や国の基本指針を参考にし、今後必要な情報として提供をしていきたいと考えている。

【事務局】

(鹿児島県障害者差別解消支援協議会について説明)

【委員】

協議会の役割の調査審議は長期的な視野に立った活動であるが、不利益な取扱いに対する事案のあっせんは、当事者は困っているため、結論がいつ出るのかということが関心事である。協議会は、事案の内容から一概には言えないが、申立てから解決までの時間的な目安について、協議しておく必要があるのではないか。

合理的配慮の不提供は、あっせんの対象としないことを相談員は意識して対応するように協議会から方針を発信すべき。相談で問題が解決しない場合に、あっせんとなることから、相談員が事案を減らすため当事者へ圧力をかけないように、相談員の研修、意識の持ち方が重要ではないか。

【事務局】

あっせんの期間は意識していく必要があると認識しているが、現段階では具体的な想定はないため、今後相談させていただきたい。

鹿児島県より前に差別解消条例を施行している6道県については、相談対応で解決しており、あっせんまで至った案件はないと聞いている。鹿児島県としても相談対応で解決できるように目指していきたい。

熊本県は、平成24年から条例を施行しており、平成24年の相談件数は105件であるが、延べの相談回数は1050回程度と聞いている。1件あたり10回ぐらいの丁寧な相談対応が必要になってくると考えている。

【会 長】

あっせんを行う委員のスケジュールが合わないと対応が遅れてしまう。スケジュール調整に工夫が必要である。

相談対応については、他県の事例を事前に調査し、解決のポイントを把握しておくことが必要ではないか。

【委 員】

部会は、どの委員が担当するという想定はあるのか。

当協議会と自立支援協議会との兼ね合いを教えてほしい。

【事務局】

部会については、あっせんの事案の内容にあった委員の選定が必要かと考えている。事案によっては3名以上になることもあり得る。

当協議会は、障害を理由とする不利益な取扱い等を専門的に取り扱うものであり、自立支援協議会は、サービス提供体制、相談体制、障害福祉サービス全般に関することについて協議する位置付けである。

(5) 協議事項

【事務局】

(平成26年度の県の取組について説明)

【委 員】

9分野における差別の基準の明確化とある。公共施設や福祉サービス等は、周知は行き届きやすいと思われるが、不動産取引など民間企業への周知徹底が難しいところは、どのように考えているか。

【事務局】

条例検討の際に事業者の方々との意見交換を実施し、条例制定後も条例条文等を送付しており、総会や会議等で条例の説明をさせてもらえないかと要

請をしている。

【会 長】

新しい制度の周知には時間がかかるため、地道な周知活動が必要である。

【事務局】

内閣府が主催する障害者差別解消法についての講演会を平成 27 年 1 月頃に鹿児島で行うことを検討している。

また、毎日新聞社論説委員の野澤先生による講演も予定している。

【委 員】

野澤氏の講演は、どこの会場で行うのか。より大きな会場で行ってほしい。

【事務局】

県民交流センターの県民ホールで検討している。600 人ぐらい収容可能である。

【委 員】

今後の協議会のスケジュールや回数について教えてほしい。

先進県の相談事例、10 月 1 日以降の相談の傾向について教えてほしい。

【会 長】

先進県の相談事例や 10 月 1 日以降の相談内容については、情報収集・分析し、委員に伝えられるような機会を設けてください。

今後の協議会のスケジュールは、どのように考えているのか。

【事務局】

定期的な協議会は、少なくとも年 1 回実施し、鹿児島県での相談状況等を説明し、委員の方々からは、相談対応への助言等をいただきたいと考えている。

【会 長】

次回の具体的な日程は、まだ明確になっていないということか。

あっせんがあれば、その都度実施するということか。

【事務局】

そのとおりである。

今後の協議会の開催については、早めにお知らせをし、日程調整をさせていただきたい。少なくとも年1回は開催することとしたいと考えている。

【会 長】

それでは、協議を終了する。

【事務局】

以上をもって、平成26年度第1回障害者差別解消支援協議会を閉会する。